

大田区不登校対策アクションプラン (令和6年度～令和10年度)



令和6年4月
大田区教育委員会

20240417版

はじめに

令和4年度の児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、問行調査）における本区の不登校児童・生徒数は小学校540人、中学校で743人であり、これらの児童・生徒の学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成が喫緊の課題となっています

本区では、不登校児童・生徒が増加している理由について、学業に対する不安や友人との人間関係等、様々な要因により教室に入りたくても入ることができない児童・生徒が増加していることが大きな理由であると考えます。

不登校児童・生徒の要因や状態、ニーズ、求める学びの場は様々であり、1つの支援で解決できるものではありません。児童・生徒一人ひとりに対するアセスメントと支援、そして多様な学びの場の設置を充実することで、全てのこどもたちに学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが必要です。

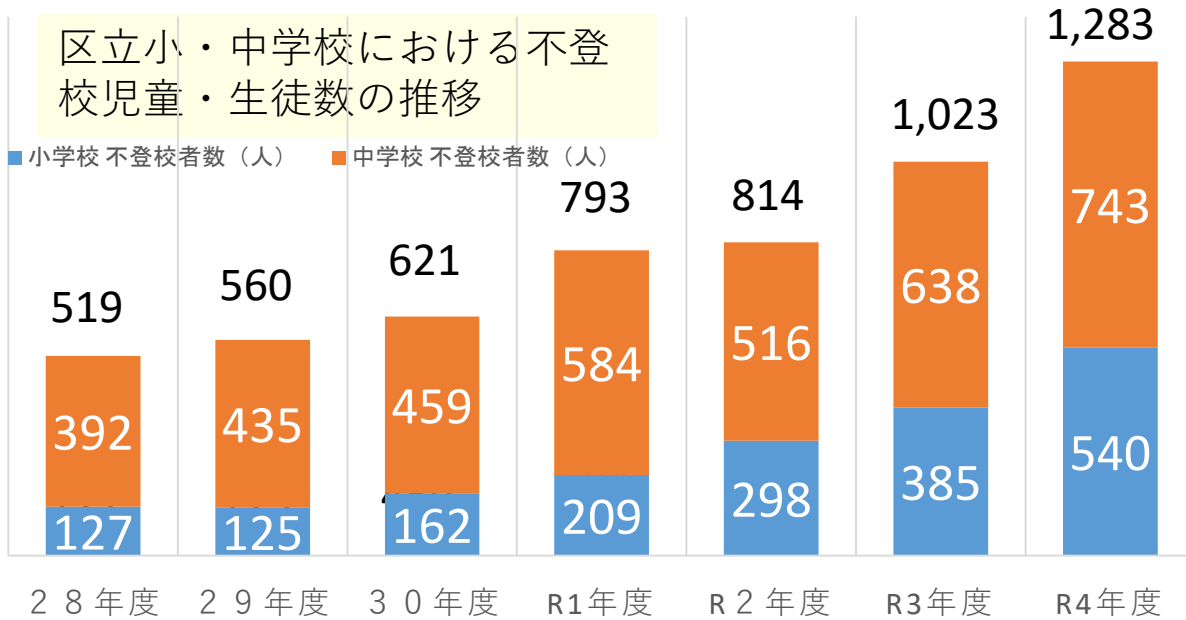
本アクションプランは、今後5年間をかけて、専門的な指導・相談を受けていない児童・生徒を0にすること、多様な学びの場の設置を一層推進すること等を達成目標として、次の3つの取組を柱とした不登校対策を取りまとめたものです。

○大田区の不登校対策3つの取組

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------|
| 学校の取組 | 「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てる、魅力ある学校を創ります」 |
| 教育委員会の取組 | 「不登校児童・生徒一人ひとりの状況とニーズを組織的に把握し、最適な相談・支援につなげます」 |
| 教育委員会以外の区の取組 | 「様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が義務教育中、義務教育後も社会とつながる機会を確保します」 |

本区の不登校の現状

区立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



不登校児童・生徒の出現率は、国や東京都と同様で、また増加傾向にあることも同様である。中学校や小学校（特に高学年）の不登校児童の増加率が高い。

小学校高学年児童から中学生を対象とした登校支援・学びの場の提供が喫緊の課題

令和10年度 達成目標 1

- ・別室登校（校内教育支援センター）の設置率 **100%**
- ・学びの多様化学校分教室（初等部・中等部）の運用、成果の普及・還元、人的配置
- ・学びの多様化学校（学校型）設置に向けた実施設計・実施計画の推進

学校内外で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童・生徒数は増加しているが、不登校児童・生徒数に対する割合では、東京都（27.3%）や国（38.2%）に比べて、本区（16.1%）の割合は低い。

本区の強みを生かした不登校対策の推進

令和10年度 達成目標 2

- ・学校内外で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童・生徒
- ・学校外の機関に繋がっていない児童・生徒のうちスクールカウンセラーとも繋がっていない不登校児童・生徒 **0人**

不登校児童・生徒の専門機関とのつながり

不登校児童・生徒数

令和3年度	令和4年度
1,023人	1,283人

学校内外で専門的な相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
856人	1,076人

学校外の機関で専門的な相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
486人	596人

学校内で養護教諭やスクールカウンセラーに相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
370人	687人

学校内でスクールカウンセラーに相談・指導等を受けている人数

令和3年度	令和4年度
218人	637人

学校内でスクールカウンセラーに相談・指導等を受けていない人数

令和3年度	令和4年度
152人	50人

学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない人数

令和3年度	令和4年度
167人	207人

担任等（スクールカウンセラーや養護教諭以外）の教職員の相談・指導を受けている人数

令和3年度	令和4年度
140人	176人

教育機関・相談機関等との相談・指導等は一切受けていない

令和3年度	令和4年度
27人	31人

本区の不登校の現状 不登校の要因

本区小・中学校に対する調査 調査年度：令和4年度 ※複数回答可

区	分	小学校	中学校	計
学校に係る状況	いじめ	R4 1	R4 3	R4 4
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	70	112	182
	教職員との関係をめぐる問題	26	11	37
	学業の不振	47	93	140
	進路に係る不安	2	24	26
	クラブ活動、部活動等への不適応	0	5	5
	学校のきまり等をめぐる問題	5	9	14
	入学、転編入学、進級時の不適応	15	63	78
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	19	26	45
	親子の関わり方	128	76	204
	家庭内の不和	13	28	41
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	74	98	172
	無気力、不安	255	413	668
上に該当なし		19	10	29
計		674	971	1645

小学校・中学校共に、無気力・不安が不登校の要因の1位である。しかし、無気力・不安となる背景には学習に関する不安や教職員や友人との人間関係等がある可能性があり、児童・生徒一人ひとりの不登校の要因を詳しく分析する必要がある。

【上記 区分について】

*学校に係る状況

- ① いじめ・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・仲違い等
- ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・教職員の強い叱責、注意等
- ④ 学業の不振・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ⑤ 進路にかかる不安・・・将来の進路希望が定まらない等

*家庭に係る状況・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

*本人に係る状況・・・生活リズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安

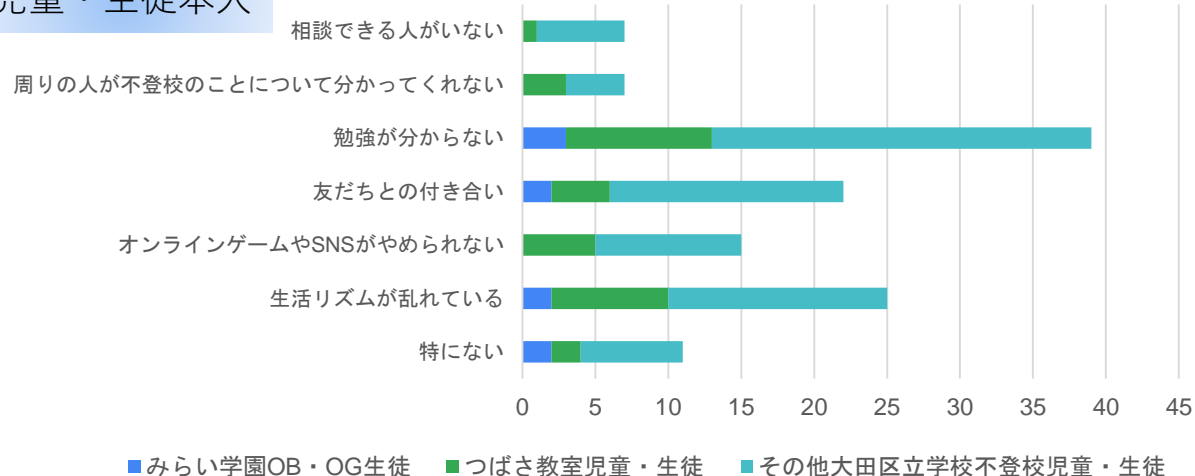
不登校の要因から見える今後の登校支援施策の方向

- ・不登校児童・生徒や、学校を休みがちになった児童・生徒の悩みや不安を明らかにし、早期支援に着手するためのアセスメントの実施

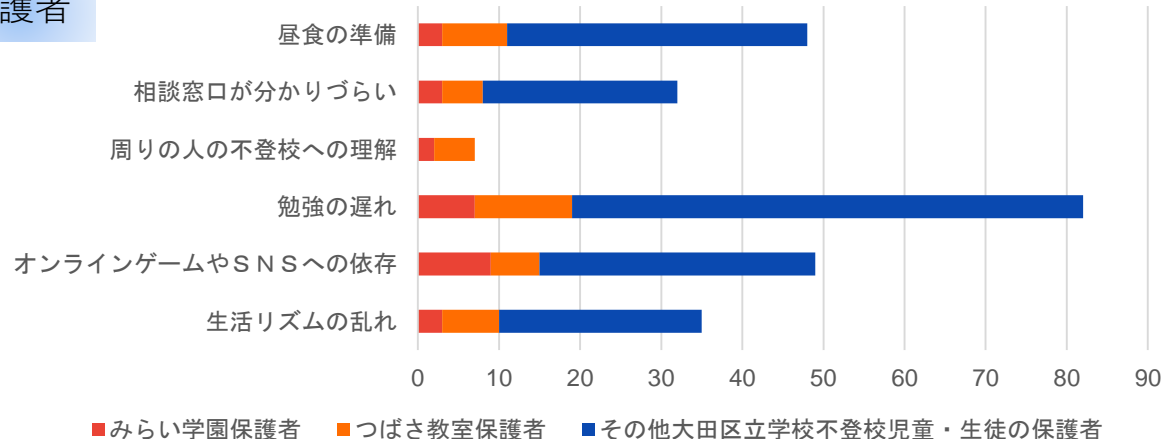
本区の不登校の現状 当事者の声

○不登校児童・生徒に対するアンケート 「今 困っていること」

児童・生徒本人



保護者



不登校の当事者である児童・生徒、保護者共に「学び」に関する悩みが1番に挙げられている。

悩みとして、児童・生徒本人、保護者ともに「生活習慣の乱れ（児童・生徒本人：2位、保護者4位）」「SNS・ゲーム依存（児童・生徒本人：4位、保護者：2位）」を上位に挙げている。

当事者の声から見える今後の登校支援施策の方向

- ・ 多様なニーズに応える学びの場の整備
- ・ 不登校期間の生活指導や支援等、当事者の様々な相談に対応する窓口の創設

2023年6月から7月までに実施

対象：御園中学校分教室未来学園中等部（卒業生、在校生、保護者）

：つばさ教室（利用児童・生徒 保護者）

：その他大田区立学校（不登校児童・生徒 保護者）

方法：オンライン又は紙媒体によるアンケートを実施

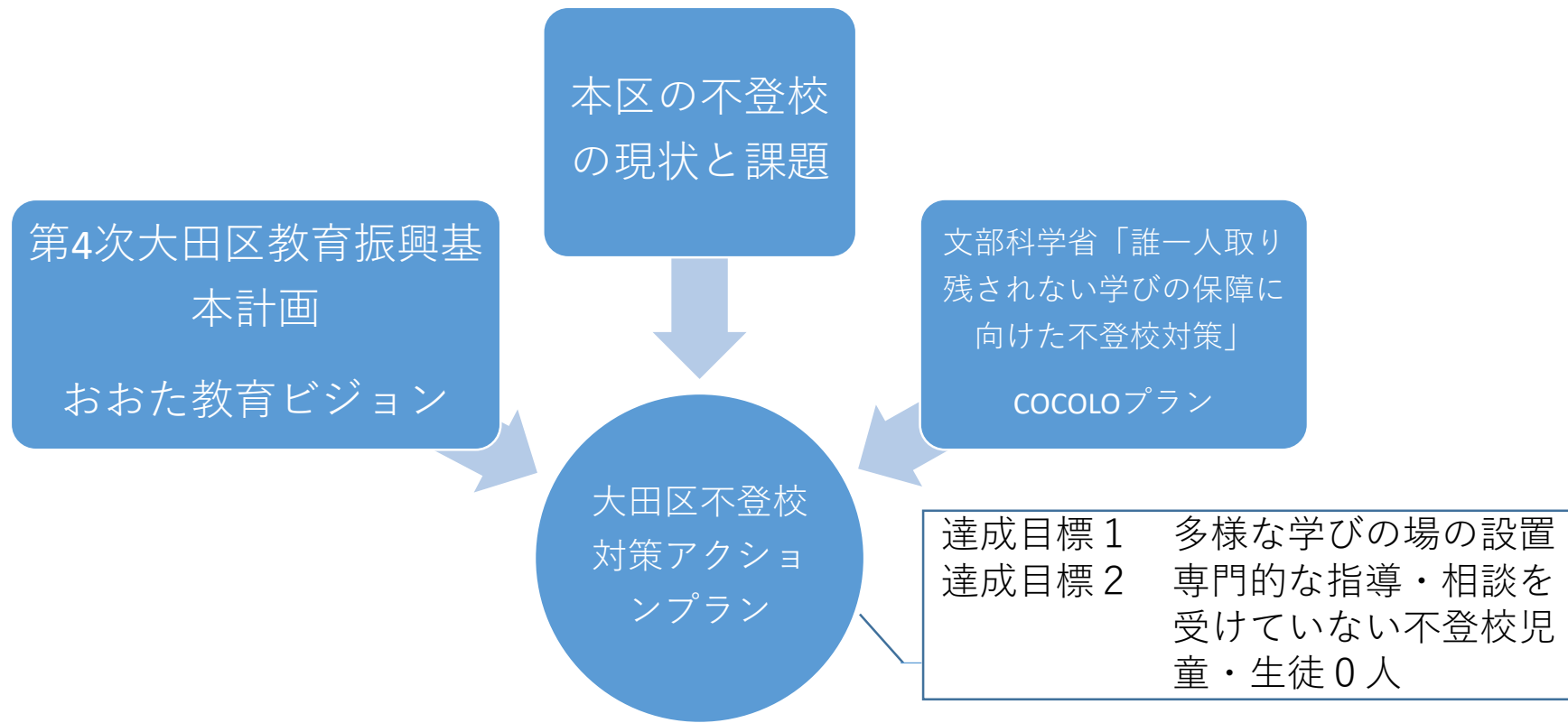
※複数回答可 ※数値は回答中の割合を示す

大田区不登校対策アクションプランの位置付け

令和2年度に改定した「大田区立学校における不登校対策要綱」に基づき、不登校児童・生徒の増加やいわゆる「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、不登校対策の更なる充実を図るため、具体的な行動計画を定めた。

計画期間

第4期大田区教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」との整合性を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間を計画期間とする。



不登校児童・生徒の状況に応じた主な支援機関

児童・生徒の状況	必要な支援・学びの場	主な支援機関		
		令和5年度～	令和10年度～	令和12年度～
家でもほとんど自室等から出ず、家族と関わりをもとうとしない。生活リズムも大きく乱れている。	生活リズムを整えるとともに、心の安定や、家族を含めた他者との関わりをつくる支援	子ども家庭支援センター		
家庭内では安定して過ごしているが、外出は難しい。家族と関わることはできている。	心の安定を図ることや、外部機関との接点を作る支援	VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム） メンタルフレンド		
特定の居場所や学びの場には通うことができないが、散歩や買い物などには外出することができる。	学びの保障や家庭外での安心できる居場所を創る支援	大田区立図書館		
登校はできていないが、学校以外の居場所（つばさ教室、フリースクール等）には定期的に通っている。	学びの保障の継続と、進路選択に係るケア	学びの多様化学校（分教室）	学びの多様化学校（みらい学園） ※分教室の在り方については今後検討	
週の約半分を欠席している。または、毎日登校できていても、別室や保健室で過ごしている。	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	つばさ教室	教育支援センター（つばさ教室 池上・蒲田・大森・羽田・調布の5か所）	
週1、2回程度の欠席や遅刻があり、保健室や別室をしばしば利用している。	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	校内教育支援センター（別室登校）	校内教育支援センター	
ほぼ通常登校をしている。	不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりと個々の児童・生徒のアセスメント	登校支援員 スクールカウンセラー 在籍校担任 養護教諭等		

ライブ配信及びオンデマンド配信の授業を提供するとともに、いつでもカウンセラーに相談できる体制を整備

不登校児童・生徒向け個別学習スペースを整備し、利用情報を学校と共有

全区立学校に別室登校の環境・人員を整備し、教育支援センターとして運用
※自校以外の教室利用も可
※小学校1年生から利用可

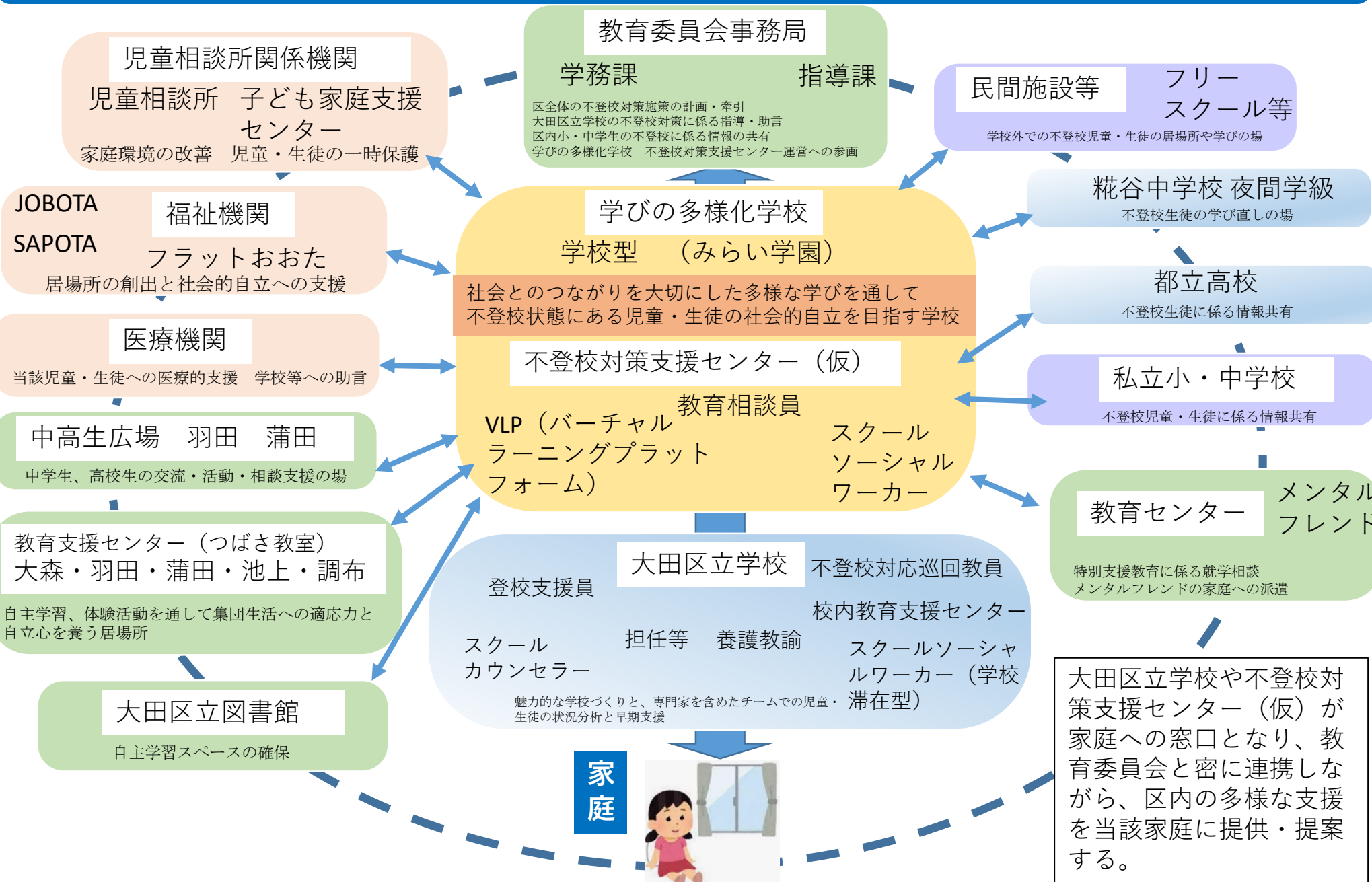
不登校に係る児童・生徒の状態と支援・学びの場

不登校児童・生徒と必要な支援を左表のとおり整理し、それぞれの状態にあった学びの場を設置・運用を行う。

支援対象の児童・生徒の一部重複を設けることで、誰一人取り残さない支援体制の構築を行う。

児童・生徒の状況	家でもほとんど自室等から出ず、家族と関わりを持とうとしない。生活リズムも大きく乱れている。	家庭内では安定して過ごしているが、外出は難しい。家族と関わることはできている。	特定の居場所や学びの場には通うことができないが、散歩や買い物などには外出することができる。	登校はできていないが、学校以外の居場所（フリースクール等）には定期的に通っている。	週の約半分を欠席している。または、毎日登校できていても、別室や保健室で過ごしている。	週1、2回程度の欠席や遅刻があり、保健室や別室をしばしば利用している。	ほぼ通常登校をしている。
必要な支援	生活リズムと心の安定が最優先の支援	心の安定を図ることや、外部機関との接点を作る支援	学びの保障や家庭外での安心できる居場所を創る支援	学びの保障の継続と、進路選択に係るケア	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	学びの保障の継続と、教室復帰を阻む要因の解決	不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりと個々の児童・生徒のアセスメント
学びの保障方法と対応機関	オンデマンド配信授業の視聴 学習資料等のポスティング	オンライン配信授業の視聴 学習資料等のポスティング	家庭外での居場所（自習スペース）の設置や、任意で参加できる体験活動の開催	個々の児童・生徒の学びの多様性にあった学びの場への在籍	個々の児童・生徒の学びの多様性にあった在籍校での学びの保障	オンライン授業配信の視聴や別室・放課後登校、担任等の支援による学習の保障	
	在籍校担任等						
						校内教育支援センター	
	教育支援センター（つばさ教室）						
	大田区立図書館						
	学びの多様化学校（学校型）						
	VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）						
学びの場の在り方	当該児童・生徒が学びたい、他者とつながりたいと思ったときに、随時アクセスできるオンライン・オンデマンド形式の学びの場	当該児童・生徒が学びたい、他者とつながりたいと思ったときに、随時訪れることができる学びの場	当該児童・生徒が家を出て、学校とは異なる環境で自分の居場所を見つけたい、自分のペースで学びたいと思った時に受け入れてくれる学びの場	当該児童・生徒が在籍校には人間関係等の理由から戻りにくいが、学校に近い環境・制度で、他者と交流しながら学びを深めたいと思ったときに選択できる学びの場	当該児童・生徒が学びの保障を受けながら、在籍学級への復帰を目指していける学びの場	全ての児童・生徒が安心・安全な環境の中で、個々の資質・能力を伸ばせる学びの場	

3 学びの多様化学校が開設する令和12年の支援イメージ



大田区立学校や不登校対策支援センター (仮) が家庭への窓口となり、教育委員会と密に連携しながら、区内の多様な支援を当該家庭に提供・提案する。

令和12年の開校予定の学びの多様化学校の基本構想

目指す学校像

社会とのつながりを大切にした多様な学びを通して

不登校状態にある児童・生徒の社会的自立を目指す学校

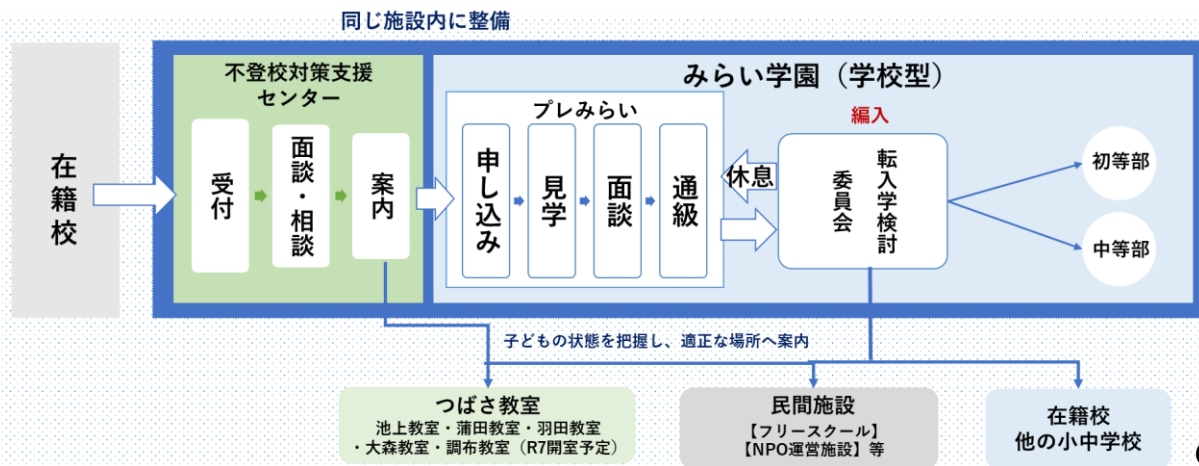
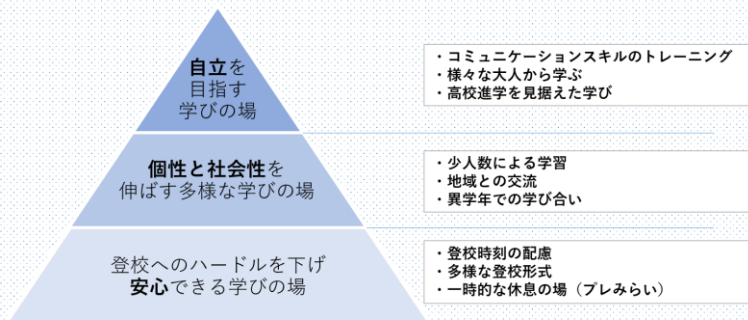
現在の学びの場になじめず不登校（不登校傾向を含む）状態にある児童・生徒が、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる新たな学びの場となることを目指します。

併せて、不登校施策のセンター的・パイロット的機能の役割を果たすため、「教育機能（学校）」に加え「相談機能（（仮称）不登校対策支援センター）」を備えた複合施設として整備します。

※センター的機能：大田区における不登校児童・生徒の情報を集約し、不登校施策の中心的な役割を果たしていく機能

※パイロット的機能：学びの多様化学校として先進的な取組を行い、効果的なものを他の区立学校へ還元していく機能

- (1) 児童・生徒が明日も来たくなる新たな学びの場（教育機能）
- (2) 不登校児童・生徒一人一人にふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能）
- (3) 地域とともにある施設



大田区不登校対策アクションプランが目指す不登校対策3つの取組

1 学校の取組

「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てる、魅力ある学校を創ります」

- 校内の組織体制の整備・強化
- 「居場所づくり」「きずなづくり」による不登校の未然防止・早期支援の充実
- 個に応じた支援と学びの場の設定

2 教育委員会の取組

「不登校児童・生徒一人ひとりの状況とニーズを組織的に把握し、最適な相談・支援につなげます」

- 教職員の資質・能力の向上、確保
- 学びの場、居場所の確保、創出
- 不登校児童・生徒及び保護者、学校への直接的な支援
- 不登校児童・生徒及び保護者の総合的な相談窓口の設置準備

3 教育委員会以外の区の取組

「包括的支援体制の構築と居場所の創出により、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が義務教育中、義務教育後も社会とつながる機会を確保します」

- 不登校児童・生徒情報の一元化
- 大田区ひきこもり支援室SAPOTA、フラットおおた、区立中学校、教育委員会等による中学校卒業後の支援継続のための連絡会を実施する。

1 学校の取組（新規）

「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てる、魅力ある学校を創ります」

○校内の組織体制の整備・強化

- ▶ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
- ▶ 「チーム学校」による早期支援着手のためのアセスメント体制の強化（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携する。）
- ▶ 不登校対応巡回教員を活用した組織的な支援体制の整備（中学校不登校対応巡回教員巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等により、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、組織体制の整備・強化を図る。）
- ▶ 学ぶ場所、時間を問わない、全ての児童・生徒への学びの保障

○「居場所づくり」「きずなづくり」による不登校の未然防止・早期支援の充実

- ▶ 全ての児童・生徒が学び合い、自己肯定感を高められる学級・学校づくり
- ▶ 養護教諭やスクールカウンセラー等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施
- ▶ 児童・生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進

○個に応じた支援と学びの場の設定

- ▶ 校内教育支援センターとの連携
- ▶ 児童・生徒用タブレット端末等を活用したこどもたち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない学び（こどもたちの特性に合った柔軟な学び）を実現

2 教育委員会の取組（新規）

「不登校児童・生徒一人ひとりの状況とニーズを組織的に把握し、最適な相談・支援につなげます」

○教職員の資質・能力の向上、確保

- ▶学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全校へ提示）
- ▶学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（こどもたちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- ▶教員による児童・生徒に対するハラスメントの防止
- ▶いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

○学びの場・居場所の確保、創出

- ▶多様な学びの場、居場所の確保（学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）
- ▶校内教育支援センターの設置（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- ▶学びの多様化学校の設置促進（本校開設の準備）
- ▶大田区ひきこもり支援室SAPOTA、フラットおおた、図書館を活用した早期支援、居場所の創出（福祉部局等と教育委員会の連携を強化する。）
- ▶特別支援教室等の指導経験がある職員の校内教育支援センターや教育支援センター（つばさ教室）への配置
- ▶快適で温かみのある学校環境整備

○不登校児童・生徒及び保護者、学校への直接的な支援

- ▶一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口（不登校対策支援センター）整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3 教育委員会以外の区の実施（新規）

「包括的支援体制の構築と居場所の創出により、様々な支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が義務教育中、義務教育後も社会とつながる機会を確保します」

○不登校児童・生徒情報の一元化と関係機関をつなぐネットワークの構築

- ▶教育センター、子ども家庭支援センター、障がい者総合サポートセンター、指導課等がもつ不登校児童・生徒情報の一元化と連絡会を実施する。

○義務教育後の支援等

- ▶大田区ひきこもり支援室SAPOTA、区立中学校、教育委員会等による中学校卒業後の支援継続のための連絡会を実施する。

アクションプラン
に基づく具体的な
事業と計画

1 学校の取組

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
校内の組織体制の整備・強化	不登校対策を推進する担当の指名	<p>中学校においては、校長が正規教員の中から不登校対策を推進する「登校支援コーディネーター」を指名する。「登校支援コーディネーター」は、「不登校対策事業実施要領」に定める業務を行い、学校において不登校対策の中心的な役割を担う。</p> <p>小学校においては、校長が「不登校対策推進担当」を指名する。「不登校対策推進担当」は、「登校支援コーディネーター」に準じた業務を行う。</p>				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「登校支援員」の活用	<p>学級担任や「登校支援コーディネーター」「不登校対策推進担当」と連携し、不登校対策委員会での検討のもと、不登校児童・生徒の家庭から学校への登校の支援を行う。必要な場合は、登校後の別室対応（話し相手、自主学習の見守り等）及び家庭への送りを行う。</p>				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「不登校対策委員会」の実施	<p>不登校児童・生徒の状況について定期的に話し合う「不登校対策委員会」を実施し、それぞれの役割や関わりを確認するとともに情報交換を行い、不登校（傾向）の児童・生徒の状況を分析し、支援方法の検討、調整を行う。また、関係機関や専門家、地域の人材を積極的に招聘し、協働的に対応できる体制を確立する。</p>				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

1 学校の取組②

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
不登校の未然防止・早期支援の充実	「不登校対策年間計画」の作成	「居場所づくり（教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にする）」と「きずなづくり（児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること）」を位置付けた「不登校対策年間計画」を作成し、計画に基づいた教育活動を実施する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→		評価・見直し	→
	「学級集団調査」の活用	児童・生徒の学級内における満足度を把握し、安心して楽しく学校に通うことができるようにするための指導に生かす。結果の分析結果をもとに、学級に対する指導や児童・生徒への個別の指導を行い、不登校の未然防止に活用する。				
令和6年度		7年度	8年度	9年度	10年度	
拡充		→		評価・見直し	→	継続

1 学校の取組③

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
個に 応じた 支援	「個別適応計画書」の作成	不登校児童・生徒の状況把握と今後の支援計画として「個別適応計画書」を作成し、教育センターと連携しながら不登校の解消に努める。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→		評価・見直し	見直しに基づく実施
	関係機関との連携	不登校児童・生徒及びその保護者をケアし、支えるためにスクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等の関係機関と早期から連携する。また、連携が取りにくい家庭には地域とも連携する必要がある。民生委員（児童委員）と情報共有するなど、社会総がかりでの支援を行う。学校は必要に応じて「不登校対策委員会」に関係機関を招聘し、協働的に対応する。児童・生徒や保護者に関係機関の利用を積極的に促す。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→		評価・見直し	見直しに基づく実施
	日常的な居場所から教室復帰へ	不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、学級替えを柔軟に検討する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→		評価・見直し	見直しに基づく実施
	不登校児童・生徒の出席の取扱いに関する判断	不登校児童・生徒の出席については、「大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が妥当だと判断した場合については出席として取扱う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→		評価・見直し	見直しに基づく実施
	校種間の連携による情報の確実な引継ぎ	不登校児童・生徒に対し、発達の段階を捉えた切れ目のない支援を行うため、入学や進学、転学時の情報交換を活用し、連携した対応を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→		評価・見直し	見直しに基づく実施

1 学校の取組（新規）①

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
校 内 の 組 織 体 制 の 整 備 ・ 強 化	1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進	学習者用タブレット端末を活用した「いじめに関するアンケート」にメンタルヘルスに関する内容を加え、各学期に1回以上実施するとともにアンケートを簡便に集計できるツールを導入する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「チーム学校」による早期支援	教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携する不登校の未然防止・早期支援体制を構築する。「個別適応計画書」を作成対象となった児童・生徒を速やかにスクールカウンセラー又は外部専門機関の支援につなげるとともに不登校対策委員会で当該児童・生徒の状況をアセスメント（分析）し、支援方法の検討を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	不登校対応巡回教員を活用した組織的な支援体制の整備	中学校不登校対応巡回教員を活用し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言や他校での支援事例の共有、不登校児童・生徒のアセスメントの充実等により、校内における組織的な支援体制の整備・強化を図る。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	学ぶ場所、時間を問わない、全ての児童・生徒への学びの保障	不登校又は不登校傾向にある児童・生徒については、タブレット端末を使用したオンラインでの授業の配信を行う。また、配信内容の録画と配信によるオンデマンド型の学びの保障に取り組む。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

1 学校の取組（新規）②

事業名

事業内容及びスケジュール（年度）

「居場所づくり」「きずなづくり」による
不登校の未然防止・早期支援の充実

全ての児童・生徒が学び
合い、自己肯定感を高め
られる学級・学校づくり

ICTの活用や学習形態の工夫により、全ての授業において、児童・生徒が主体となり、協働的に課題解決に取り組む授業へと質的転換を図る。

令和6年度

7年度

8年度

9年度

10年度

継続

評価・見直し

見直しに基づく実施

継続

養護教諭やスクールカウ
ンセラー等を活用した心
の健康の保持に係る教育
の実施
(SOSの出し方の教育の充
実)

児童・生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育を実施する。また、教育センターの教育相談や、フラットおおた、SAPOTA等の学校外の相談機関についてもSOSの発信先として児童・生徒に周知する。

令和6年度

7年度

8年度

9年度

10年度

継続

評価・見直し

見直しに基づく実施

継続

児童・生徒が主体的に参
画した校則等の見直しの
推進

学校のきまり（いわゆる校則）の見直しの過程に児童・生徒自身が参画し、また社会情勢に即したきまりを学校HPで公表することを通して、学校の風土の「見える化」を推進し、学校をみんなが安心して学べる場所とする。

令和6年度

7年度

8年度

9年度

10年度

継続

評価・見直し

見直しに基づく実施

継続

1 学校の取組（新規）③

事業名

事業内容及びスケジュール（年度）

「居場所づくり」「きずなづくり」による
不登校の未然防止・早期支援の充実

校内教育支援センターとの連携

校内教育支援センター配置職員と担任等の情報連携を密に行い、利用児童・生徒を自分のクラス等のオンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映される体制を整える。

令和6年度

7年度

8年度

9年度

10年度

継続

評価・見直し

見直しに基づく実施

継続

児童・生徒用タブレット端末等を活用したこどもたち一人ひとりの学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない学び（こどもたちの特性に合った柔軟な学び）の実現

「全ての児童・生徒が学び合い、自己肯定感を高められる学級・学校づくり」及び「学ぶ場所、時間を問わない、全ての児童・生徒への学びの保障」の取組を推進する。

令和6年度

7年度

8年度

9年度

10年度

継続

評価・見直し

見直しに基づく実施

継続

2 教育委員会の取組

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）					
教員の資質・能力の向上	研修の実施	各種調査の分析方法の研修や実際の結果を分析する研修を実施し、校内におけるアセスメントの向上を図る。また、教育相談研修、「登校支援コーディネーター」や「不登校対策推進担当」に対する研修等において不登校対策に関する専門的な講義を行い、教員の資質・能力の向上を図る。	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続	
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
	不登校に関する「連絡協議会」の実施	本区の不登校対策事業の説明や各校の不登校の現状や取組について情報交換を行う「連絡協議会」を実施し、効果的・先進的な取組の普及を図る。	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続	
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
	「登校支援アドバイザー」の派遣	教育委員会及び教育センターの担当職員と連携・協力し、個々の不登校児童・生徒への効果的な対応への助言を行うための職として、専門家に「登校支援アドバイザー」を委嘱し、学校の要請に応じて派遣する。	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続	
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	

2 教育委員会の取組②

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
居場所の確保	日常的な居場所から教室復帰へ	不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の実施に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、転校の相談に応じる。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	教育支援センター（つばさ教室）における支援	学校外における適応支援・指導のため教育支援センター（つばさ教室）を新たに調布地区に開室し、心因的理由等で不登校児童・生徒の居場所の1つとして位置付け、段階的に学校復帰への援助を行う。教育支援センターの担当者は、児童・生徒の在籍校と連絡を密にし、情報共有を行うとともに、必要に応じて学校を訪問し、教職員に助言を行う。また、令和12年度を目途とした、校内教育支援センターの各校設置に向けた準備を推進する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「学びの多様化学校」の設置に向けた準備	学校教育法施行規則第56条に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することのできる「学びの多様化学校（分教室型）」の充実を図るとともに、令和12年度を目途として、「学びの多様化学校（学校型）」の設置に向けた準備を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

2 教育委員会の取組③

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
学習支援	学習支援の充実	不登校児童・生徒に対し学習の機会を保障するために、各種関係機関との連携やICT等を活用した学習支援の整備を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
人的支援の充実	「登校支援コーディネーター軽減講師」の配置	不登校児童・生徒に対し、学校が個に応じた指導を行えるよう、各校の人的支援を充実させる。「登校支援コーディネーター」の負担軽減を目的に、軽減講師を配置する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
民間施設との連携	「学校外の民間施設」との連絡会の実施	社会的自立に向けた支援の視点から、フリースクール等の「学校外の民間施設」との連携を図るため、定期的に連絡会を開催する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
直接的な働きかけ	教育相談の充実	不登校児童・生徒自身や、その保護者・家庭を支援し、個々の状況に適切な対応を行うために、教育センター所属の教育相談員による教育相談の場を設ける。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	スクールソーシャルワーカーの活用	家庭に係る状況等で登校できない児童・生徒に対し、家庭訪問等を行い、当該児童・生徒及び保護者の支援を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	「メンタルフレンド」の派遣	不登校児童・生徒の心の拠り所として、在籍校や家庭と連携し、「メンタルフレンド」を家庭及び教育支援センター（つばさ教室）に派遣する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		拡充	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続

2 教育委員会の取組（新規）①

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
教員の資質・能力の向上	学校の風土を「見える化」	学校風土等を把握・周知するためのツールを全校へ周知し、活用を推進する。学校評価の仕組みを活用して、児童・生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気把握し、学校運営の改善を促す。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→		評価・見直し	見直しに基づく実施
	学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善	児童・生徒の学力、体力調査の結果及び学級満足度調査の結果をクロス集計する。集計結果を分析し、指導力の高い教員のもつ資質の構成要素から、教員の授業力構成要素を定義して全校への周知するとともに、指導訪問や年次研修、授業改善セミナーの取組を通して授業改善を図る。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→		評価・見直し	見直しに基づく実施
	教員による児童・生徒に対するハラスメントの防止	「教員による児童・生徒へのハラスメントに対策に関する指針（仮称）」の策定と周知、研修の実施を行う。教員の不適切な指導等による児童・生徒の不登校の未然防止の徹底を図るとともに、児童・生徒の救済を最優先とする対応体制の構築を図る。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→			→
	いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底	大田区いじめ防止基本方針等に基づき、いじめや校内暴力等の問題行動の発生の際には直ちに学校と連携し、教育的配慮の下、毅然とした対応の徹底を図るとともに、犯罪行為があった場合は警察に相談・通報のうえ被害児童・生徒の安心。安全な学校生活の回復に努める。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		継続	→			→
	「不登校対応巡回教員」の配置	区立中学校を6地区に分割し、各地区の拠点校に「不登校対応巡回教員」を配置する。巡回教員は、各地区の中学校を週1回程度巡回し、ケース会議への参加や別室指導の支援、他校での不登校生徒への効果的な対応の情報共有等を行い、区立中学校全体の不登校生徒への支援の質的向上に努める。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→			→

2 教育委員会の取組（新規）②

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
居場所の確保	大田区ひきこもり支援室SAPOTA、フラットおおた、図書館を活用した居場所や相談窓口の確保	大田区ひきこもり支援室SAPOTAやフラットおおたの周知や連携による、ひきこもり状態の児童・生徒に係る情報共有や学校と連携した支援体制の構築を行う。また、各大田区立図書館に不登校児童・生徒が利用できる学習スペースを設け、新たな居場所を創出する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	特別支援教室等の指導経験がある職員の校内教育支援センター等への配置	特別支援教育の専門性をもつ教職員を校内教育支援センターや学びの多様化学校に配置することで、発達障害的要因に起因する不登校児童・生徒の支援の充実を図る。				
			7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	評価・見直し	見直しに基づく実施	継続
	快適で温かみのある学校環境整備	木材の利用やゆとりある教室環境の実現等、温もりと開放感のある室内環境と、児童・生徒の多様なニーズに対応できる多様な学びの場の設定を可能とする教育環境の整備を推進する。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実施	→	→	→	継続

2 教育委員会の取組（新規）③

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
直接的な働きかけ	一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援	不登校（傾向）状態にある児童・生徒自身やその保護者の相談窓口を一元化し、明確化するとともに、相談から支援機関への接続、継続支援の機能を担う機関を設置する。また、フリースクールの利用に係る補助金の周知を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	拡充		→ 評価・見直し		見直しに基づく実施	継続
	VLP（バーチャルラーニングプラットフォーム）の運営による居場所の確保	仮想空間上の居場所スペースであるVLPを立ち上げ、運営員や心理相談員等を配することで自宅を出ることが難しい児童・生徒が社会に接する窓口とする。授業のオンライン配信の提供も推進することで、学びの保障も行う。				
令和6年度		7年度	8年度	9年度	10年度	
実施		→ 評価・見直し		見直しに基づく実施	継続	

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）				
学習支援	放課後こども教室における自主学習支援	放課後こども教室において、クラスや学年を超えた新しい仲間と様々な体験や活動ができる環境を整えるとともに、利用児童の自主学習の支援を行い、学びの保障を行う。				
		令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		モデル実施	実施	→		

3 教育委員会以外の区取組（新規）

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）				
不登校児童・生徒情報の一元化と関係機関をつなぐネットワークの構築	フラットおおた、教育センター、子ども家庭支援センター、障がい者総合サポートセンター、フリースクール等民間団体、指導課等がもつ不登校児童・生徒情報の一元化と連絡会の実施を検討し、関係機関との連携を図る。				
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	検討	検討	実施準備	実施準備	実施
義務教育後の支援等	フラットおおた、大田区ひきこもり支援室SAPOTA、区立中学校、フリースクール等民間団体、教育委員会等による中学校卒業後の支援継続のための連絡会を実施する。				
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	実施準備	実施準備	実施	継続	継続